

第172回秋田県都市計画審議会

議 案 書

平成27年1月27日

秋田県都市計画審議会

第172回

秋田県都市計画審議会

議案一覧

日時：平成27年1月27日(火) 午後1時30分～
場所：秋田県市町村会館 5階 大会議室

議案第3号 秋田都市計画道路(3・5・36号外旭川新川線)の変更について

議案第4号 大館都市計画道路(1・3・101号根下戸商人留線)の変更について

議案第5号 湯沢都市計画道路(3・4・3号湯ノ原線)の変更について

次 第

- 1 はじめに
 - (1) 会長選任
- 2 開 会
- 3 報 告
 - 前回付議議案の処理状況について
- 4 議 事
 - (1) 秋田都市計画道路の変更
 - (2) 大館都市計画道路の変更
 - (3) 湯沢都市計画道路の変更
- 5 その他
- 6 閉 会

前回（第171回）付議議案の処理状況

議案番号	議 案 名	決定主体	関係市町村	決 定 告 示 等
平成26年度議案第1号	八郎潟都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について	秋田県	八郎潟町	平成26年9月9日 秋田県告示第452号
平成26年度議案第2号	秋田都市計画道路（3・4・11号新屋土崎線）の変更について	秋田県	秋田市	平成26年9月9日 秋田県告示第453号

平成26年度 議案第3号

都 — 1212 — 1

平成26年12月16日

秋田県都市計画審議会会長 様

秋田都市計画道路の変更について

(3・5・36号外旭川新川線)

秋田県知事 佐竹 敬久



秋田都市計画道路の変更について (諮問)

都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、別紙のとおり審議会に付議します。

3・5・36号外旭川新川線

平成27年1月27日審議

秋田県都市計画審議会会長

秋田都市計画道路の変更（秋田県決定）

都市計画道路中 3・5・36 号外旭川新川線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	幅員	
幹線街路	3・5・36	外旭川新川線	秋田市外旭川字小谷地	秋田市川尻大川町	秋田市山王沼田町	約 5,080 m	地表式	2車線	15.0 m	JR 奥羽本線と立体交差1箇所、幹線街路と平面交差8箇所	
	車線の内訳		2車線			約 3,760 m					
	車線の内訳		4車線			約 1,320 m					

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

3・5・36 号外旭川新川線の一部区間について、円滑で安全な交通を確保することを目的に都市計画道路区域を変更する。

変更理由書

都市計画道路 3・5・36 号外旭川新川線は、秋田市の中心部を南北に縦断する路線であり、当該変更区間は第6次秋田市総合都市計画および秋田都市圏総合都市交通マスタープランにおいて、秋田市の骨格道路網として位置づけられている。

秋田市中心部と北部地域をつなぐ路線は、現状において3・4・11 号新屋土崎線（主要地方道秋田天王線）と、3・4・12 号御所野追分線（一般国道7号・一般国道13号）の2つの主要幹線が供用されているが、いずれの路線も著しい交通渋滞や、歩行者や自転車に対する交通環境の悪化等、多くの交通課題を抱えているため、これを補完する 3・5・36 号外旭川新川線の整備が急がれており、現在、最後の整備区間に事業着手したところである。

この区間は、新屋土崎線との交差形状が危険であるとして、平成22年に交差点形状等の都市計画変更を行っており、当時の計画は、当該交差点近くの市道については、交差点の影響範囲内への接続となり交通安全上の問題があるとして、それを組み入れない計画としていた。しかし、事業の着手にあたり、詳細な測量や現地を確認のうえ、地元や関係機関と調整したところ、交通制限がありながらも市道から本路線への接続が可能となることが判明した。

このことから、当該市道を接続するにあたり、交差点部における円滑で安全な交通を確保するため、本路線の一部計画を変更する必要が生じたことから、これを変更するものである。

変更対照表（秋田県決定）

（変更前）

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	幅員	
幹線街路	3・5・36	外旭川新川線	秋田市外旭川字小谷地	秋田市川尻大川町	秋田市山王沼田町	約 5,080 m	地表式	2車線	15.0 m	JR 奥羽本線と立体交差1箇所、幹線街路と平面交差8箇所	
	車線の内訳		2車線			約 3,760 m					
	車線の内訳		4車線			約 1,320 m					

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

（変更後）

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	幅員	
幹線街路	3・5・36	外旭川新川線	秋田市外旭川字小谷地	秋田市川尻大川町	秋田市山王沼田町	約 5,080 m	地表式	2車線	15.0 m	JR 奥羽本線と立体交差1箇所、幹線街路と平面交差8箇所	
	車線の内訳		2車線			約 3,760 m					
	車線の内訳		4車線			約 1,320 m					

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

秋田都市計画道路
 変更総括図
 3・5・36号外旭川新川線
 (秋田県決定)

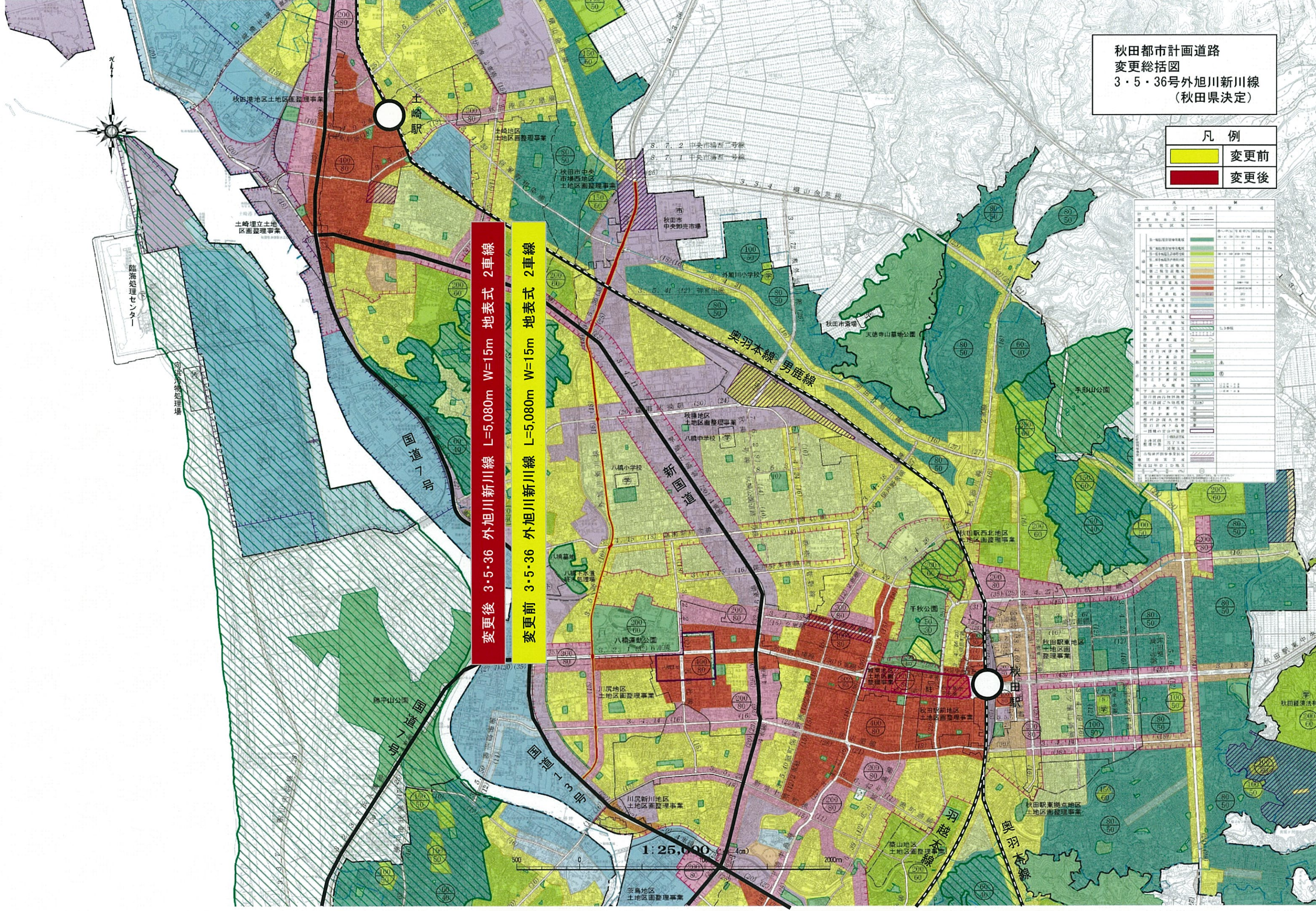
凡例

	変更前
	変更後

区分	色	説明
第一種市街地	緑	第一種市街地
第二種市街地	黄緑	第二種市街地
第三種市街地	黄	第三種市街地
第四種市街地	黄緑	第四種市街地
第五種市街地	黄	第五種市街地
第六種市街地	黄	第六種市街地
第七種市街地	黄	第七種市街地
第八種市街地	黄	第八種市街地
第九種市街地	黄	第九種市街地
第十種市街地	黄	第十種市街地
第一種市街地	黄	第一種市街地
第二種市街地	黄	第二種市街地
第三種市街地	黄	第三種市街地
第四種市街地	黄	第四種市街地
第五種市街地	黄	第五種市街地
第六種市街地	黄	第六種市街地
第七種市街地	黄	第七種市街地
第八種市街地	黄	第八種市街地
第九種市街地	黄	第九種市街地
第十種市街地	黄	第十種市街地
第一種市街地	黄	第一種市街地
第二種市街地	黄	第二種市街地
第三種市街地	黄	第三種市街地
第四種市街地	黄	第四種市街地
第五種市街地	黄	第五種市街地
第六種市街地	黄	第六種市街地
第七種市街地	黄	第七種市街地
第八種市街地	黄	第八種市街地
第九種市街地	黄	第九種市街地
第十種市街地	黄	第十種市街地

変更後 3・5・36 外旭川新川線 L=5,080m W=15m 地表式 2車線

変更前 3・5・36 外旭川新川線 L=5,080m W=15m 地表式 2車線



変更計画図 (S=1:2,500)
 秋田都市計画道路の変更
 3・5・36号外旭川新川線
 (秋田県決定)

凡例	
	変更前
	変更後

